

新型インフルエンザ等における 住民接種 実施要領について

令和元年5月23日

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等住民接種 実施要領について

概要

〈背景〉

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び政府行動計画において、市町村が住民接種の実施主体として定められたことを受け、市町村において速やかに住民接種の体制を構築し実施できるよう、実施要領を作成した。

〈内容〉

- 市町村が行う住民接種の体制に関する準備に資するよう、住民接種の進め方に従って、「実施計画の策定」、「流通」、「実施方法」を示す。
- 平成25年に策定された「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を補完するもの。
- 本接種要領は、主に緊急事態宣言に基づき実施される「臨時接種」において使用されることを想定してとりまとめているが、緊急事態宣言が出されていない状況で実施される場合でも参考とする。

経緯

平成25年 4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
平成25年 6月	新型インフルエンザ等政府行動計画・ガイドライン策定
平成26年 3月	市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）策定
平成27年 3月	新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き（暫定版）策定
平成31年 3月	新型インフルエンザ等対策に係る住民接種 実施要領 策定

今後の予定

令和元年夏頃	Q/A発出 今後状況に応じて実施要領の改定を検討
--------	-----------------------------

住民接種に係る実施要領作成における論点

平成30年度末にパンデミックワクチンの製造体制が整備される目処が立ち、3事業者から具体的な製造スケジュールが示された。

→ 国として、市町村の接種体制を構築して頂くために示す住民接種実施要領を作成するために必要な情報が整った。

→ 本スケジュールをふまえた流行期の流通体制を検討する必要があった。

これを踏まえ、手引き(暫定版)を見直し、平成31年3月に住民接種実施要領を作成した。(参考資料3)

	作成前に存在した課題	実施要領において示した方向性
パンデミックワクチンの確保	・平成30年度末にパンデミックワクチンの製造体制が整備される目処が立ち、令和元年度以降のパンデミックワクチン製造スケジュール見込みが示された。 ・細胞培養法はメーカー間で規格・製法が異なるため、運用の際に留意が必要である。	・製法・規格が異なるワクチンの運用方法。
接種対象者	・「特定接種」の対象者は、登録事業者(医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者)と対策の実施に携わる公務員に対して接種する。対象者の範囲・総数・接種順位は、発生時に国において示される。 ・「住民接種」の接種順位については、政府行動計画で示された分類(医学的ハイリスク者、小児、高齢者等)をもとに国において示される。原則として、集団的接種である。	・「住民接種」については、未発生期に、実施主体である市町村の接種順位毎の人数を把握。 ・実際に接種を行う際の接種台帳作成方法。 ・居住地以外の接種者について、市町村間の接種方法。
流通体制	・都道府県の流通調整のもと、販社・卸売販売業者を通じて、接種会場(保健センター等)に納入される。住民接種の接種会場は、医療機関ではなく、公的施設等が主体となる。	・通常の予防接種の流通体制や接種体制、予約方法とは異なるため、具体的なシミュレーションを行う。特に、①3事業者のワクチンが同時でないことを前提とした接種計画を立てる。②接種に必要な時間及び人員、被接種者人数の算出等についての検証、効率的な接種体制の構築。
予約	・「住民接種」については、市町村に予約窓口が一元化される。接種順位の決定やワクチンの供給量の提示は実際の流行時に行われることから、市町村において接種順位内での接種確認を行う必要が考えられる。 ・基本的には、2回接種であることも考慮する必要がある。	